

大阪市告示第1745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月23日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
西淀川区第812号線	西淀川区柏里3丁目 5番の4地から 同 区同 5番の4地まで (別紙参考図参照)	旧	m 11.98～ 28.82	m 48.43
		新	14.63～ 31.46	48.43

(建設局総務部管財課)